

# 和歌山大学システム工学部同窓会 @sys 交流活動開催補助金交付要綱

制定 平成30年6月2日

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、和歌山大学システム工学部同窓会 @sysにおける会員間の交流活動を推進し、同会の活性化並びに会員の増加を図るために、@sys会員（以下、「会員」という。）が開催する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交流活動開催補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要綱で「交流活動」とは、会員が開催するイベント、交流会、懇親会等をいう。

## (補助対象要件等)

**第3条** 補助の対象となる交流活動は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 交流活動を主催する者が、会員であること。
- (2) 参加者のうち、会員が10人以上であること。
- (3) 参加者が交流活動後のアンケートに回答すること。
- (4) 特定の宗教活動及び政治活動に関わるものでないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 交流活動について、可能な限り周知、公開すること。
- (7) 同窓会活動の活性化、広報に協力し、生涯アカウントの活用等をアナウンスすること。
- (8) 交流活動実施後、すみやかに実施報告書、開催資料等の関係資料を提出すること。

## (補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、参加する会員数から、別表に定める算定方法により算定した額とする。

## (交付申請)

**第5条** 交付申請には、申請フォーム（様式第1号）にて行うものとする。

- 2 補助金の申請は、交流活動の開催予定日の14日前までに行うものとする。
- 3 本補助金は、予算の範囲内で交付し、予算額を超えた場合は、申請受付を受理しないこととする。
- 4 本補助金の予算は、和歌山大学システム工学部同窓会 @sys理事会において、毎年度定めるものとする。
- 5 書類、資料の提出は、事務担当者から指示のあった方法によるものとする。

## (軽微な変更)

**第6条** 交流活動開催内容の軽微な変更は、本申請に係る参加予定人数、参加人数の増減に関する事項とする。

## (実施報告)

**第7条** 交流活動開催後に提出を要する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 交流活動実施報告書（別記様式第2号）
  - (2) 交流活動参加者名簿（別記様式第3号）
  - (3) 領収証等その支払いを証明するに足る書類の写し
  - (4) 交流活動が開催されたことを証する写真等
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、交流活動の完了した日から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度において別途事務担当者から指示のあった日のいずれかとする。
  - 3 書類、資料の提出は、事務担当者から指示のあった方法によるものとする。
  - 4 補助金は、交流活動の主催代表者に一括して交付するものとする。

**附則**

1 この要綱は、平成30年6月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**別表1 指定金の額**

参加会員数	指定期の算出方法
10人以上50人未満	1,000円×参加会員数
50人以上	50,000円